

視察調査報告書

報告者氏名:南まさみ

委員会名 :民生常任委員会

期 間 :令和5年11月 8日(水) ~ 10日(金)

視察都市・視察項目 : I. 大阪府高槻市
「がん検診受診率向上について」
II. 香川県高松市
「高齢者居場所づくり事業」
「国の重層的支援体制整備事業を活用した事例及び、
支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりについて」
III. 福岡県福岡市
「児童虐待未然防止への体制づくりについて」

所 感 等:

I. 大阪府高槻市『がん検診受診率向上』について

視察の目的:

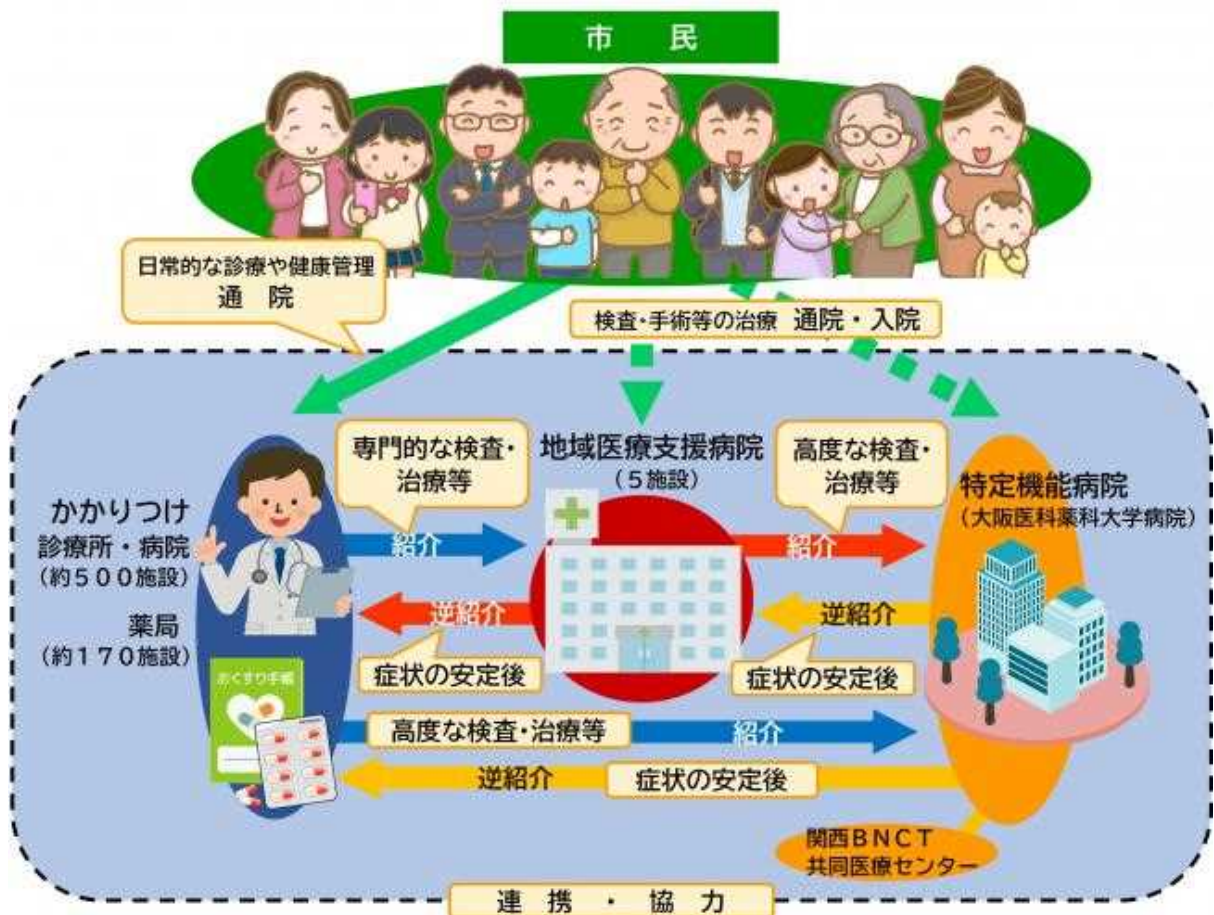
がん検診の受診率向上に向けて、受診しやすい環境整備、積極的な受診勧奨を行うなどの早期発見に努めている取組みを視察し本市の参考とする。

事業概要:

全ての市民が健康でいきいきと暮らすことができ、質の高い医療・介護が受けられる「健康医療先進都市たかつき」を推進しており、人口10万人当たりの医師の人数は、431.8人と全国で10番目、薬剤師の人数は260.3人と全国で6番目に多く、医療施設が市内に多く所在している。併せて、市内には身近な「かかりつけ」となる病院、医科・歯科診療所(クリニック)が約500施設、薬局は約170施設ある。

また、かかりつけを後方支援する「地域医療支援病院」が5施設、高度医療を担う「特定機能病院」の大阪医科薬科大学病院があるなど、日常的な健康管理から高度医療まで切れ目のない医療体制を整えている。さらに、次世代のがん治療法として有望なBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)の臨床と研究を行っている「大阪医科薬科大学関西 BNCT 共同医療センター」を有しており、がんに関する正しい知識を持てるようにする普及・啓発、望ましい生活習慣の実践などの予防と、がん検診の受診率向上に向けて、受診しやすい環境整備、積極的な受診勧奨を行うなど早期発見に努めるよう、「第3次・健康たかつき21」の計画を策定し、取り組んでいる。

市民を支える医療体制のイメージ



所感:

高槻市の面積は、約105km²(本市は100km²)、人口約35万人(本市は37万人)の本市とほぼ同等の中核市である。がん検診受診率向上の工夫として、身近な「かかりつけ」で受診しやすい地域医療支援病院の数が、全国の中核市の中でも1番多く、住み慣れた地域で専門的な検査や治療を受けられる医療体制の整備は、市民一人一人の健康への高い意識を醸成させている要因と思われる。また、2年ごとに行われる肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診の無料化や集団健診会場への無料の送迎バス(市営バス)、まとめて健診(特定健診+がん検診)の実施、レディースドックや子宮頸・乳・大腸がん検診における保育付き日程の設定、すこやかドックなどの取組みが、5のがん検診全てで全国平均を上回る高い受診率の要因と思われる。ちなみに子宮頸がん検診の受診率は全国第1位。また、がん検診精度管理の取組として、医療機関からの精密検査受診の勧奨や未受診者への勧奨、偽陽性・偽陰性をできるだけなくすために精度管理委員会による5つのがん全てにおいて、各専門医による精度管理の実施やがんの見落としを防ぐために専門医によるダブルチェックの実施などは、本市において参考にするべき点である。

但し、高い受診率や精度管理などの取組には多額の予算が必要になり、本市においてさらなる予算の確保が出来るかが課題であると考えます。

令和3年度 がん検診受診率

(%)

	子宮頸がん	肺がん	大腸がん	乳がん	胃がん
全国平均	15.4	6.0	7.0	15.4	6.5
大阪府平均	15.7	4.7	5.2	13.0	4.0
高槻市 (全国順位※)	 24.3 1位 /88市	 10.6 4位 /88市区	8.2 (11位)	16.2 (20位)	6.6 (31位)

※政令市・特別区21市・区、中核市 62 市、保健所政令市 5 市 計 88 市区での順位

所 感 等

II. 香川県高松市

『高齢者居場所づくり事業』及び

『国の重層的支援体制整備事業を活用した事例

及び支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくり』について

視察の目的:

高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため、おおむね徒歩圏内に1か所を目安として、高齢者が集う場や、高齢者だけでなく、子どもたちを交えた世代間交流の場など、気軽に集える居場所の開設を進めている事業。

また、地域で孤立するケースの増加が社会問題となっている課題に対応するため、平成30年度から実施されている高松型地域共生社会構築事業及び国の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりを視察し本市における参考とする。

事業概要:

核家族化が進み、高齢者は高齢者で、若い世代は若い世代でと別れることが多くなってきている昨今、高齢者は若い力を吸収したい/借りたいと思い、若い世代は高齢者の知恵袋を子育てのヒントにしたい、と思っているのではないかとの視点で、高齢者の居場所を使い、高齢者だけでなく子どもを持つ世代も集い、交流することでお互いの良さを吸収しながらつながりを強くしていくことにより、多世代で見守れる地域づくりを目指している。居場所としては、地域の集会所、コミュニティセンターや児童館等の市所有施設、事業所・NPO等の施設、店舗を含む個人家屋、老人いこいの家などの、おおむね65歳以上の高齢者が気軽に集うことができるスペースで、介護予防や健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、様々な地域活動の場として、徒歩圏内に1か所を目安として令和4年度には、194か所が開設され支援を継続している。また、人口減少や少子高齢化が進行する中、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」や、高齢の親とひきこもりの子が同居している家庭の貧困や孤立といった「8050問題」など、複合化・複雑化した課題を抱え、地域で孤立するケースの増加が社会問題に対応するため、平成30年度から高松型地域共生社会構築事業を実施し、地域共生社会の実現に向けた次の3つの取組を進め

ており、令和4年4月からは、国の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりを推進している。

	目標	主な取組内容
1	地域みんなで助け合う仕組みづくり	住民の皆さんが、自分たちで地域の困りごとについて話し合い、解決に向けて助け合う活動(地域福祉ネットワーク会議等)の広がりを推進します。
2	話しやすく分かりやすい身近な相談支援	「まるごと福祉相談員」が地域へ出向き、様々な相談を受けて、個人や世帯全体の支援をコーディネートします。また、総合センター等へ順次「つながる福祉相談窓口」を設置し、住民サービス向上を図ります。
3	暮らしのどんな困りごとにも対応できる仕組みづくり	まるごと福祉相談員と、市関係課・関係機関が連携し、介護・障がい・子ども・子育て・生活困窮等の分野を超えて、困っている人をまるごと支援できる体制をつくっていきます。

所感:

高齢者居場所づくり事業は、一人ひとりが、それぞれの人生の主演という視点から、住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所を創るための事業であり、本市においても、公共施設や町内会館・自治会館等を活用した通いの場があり、フレイルの予防・改善や高齢者の生きがいづくりにつながっている。通いの場の運営の中心を担っているのは、町内会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員・社会福祉推進員など様々であり、活動内容も茶話会、ボランティア活動、スポーツや手芸などの趣味活動、体操・ウォーキングといった介護予防に資する活動など様々であるが、高齢者だけでなく子どもを持つ世代も集い、交流することでお互いの良さを吸収しながらつながりを強くしていくといった場ではなく、高松市のように多世代で見守れる地域づくりにはなっておらず、今後の本市の方向性を示す参考になるものと思われる。また、本市には、高松市のような年間の活動回数に応じた『場』に対する運営助成金の制度はなく、町内会・自治会や老人クラブなどは市から各団体へ交付される補助金の一部を活用して運営を行っているため、地縁的な組織に拠らない活動団体は活動場所や初期費用等の確保が難しく活動を始めづらいという課題があるが、高松市に於いては、敬老祝い金給付を廃止し、その財源を予算に充てたことは興味深い。また、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が必要不可欠であると考え。その中で、介護福祉から地域福祉への取組として、市から委託を受けた社会福祉協議会の15名の職員(社会福祉士・ケアマネージャー等の福祉専門職)が、まるごと福祉相談員&生活支援コーディネーターとして、地域

住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりを推進しており、多機関協働で複合的課題を解決するための、ネットワーク構築や、個別ケース支援について検討する「まるごと福祉会議」を必要に応じ開催するなどの工夫がされている。今後の展開として、地域づくり活動や交流の広がり促進、つながる福祉相談窓口の在り方の全庁的な共通認識、職員全体の意識改革、バックアップ体制の強化や重層的支援会議等の運用方法の検討が必要になるものとする。

所 感 等

Ⅲ. 福岡県福岡市『児童虐待未然防止への体制づくり』について

視察の目的:

子ども施策を一元的に担う「こども未来局」を創設し、教育委員会や保健福祉局などと相互に連携を図り、総合的・計画的に施策を推進しており、市民に身近な区役所、学校、地域、医療などがネットワークを形成し、積極的に子どもに寄り添い、情報共有を密に行いながら家庭訪問などのアウトリーチ型の支援等により、児童虐待に対する取り組みを視察し、本市における参考とする。

事業概要:

福岡市では、子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例が制定されており、令和5年度からは、子どもの権利擁護や子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進していくことを目的とした「こども基本法」が施行され、子どもや家庭に関する施策を企画、推進していく「こども家庭庁」を発足させた。また、子ども達が安心して生活し、健やかに成長・自立していくために、こども総合相談センターでは、0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っており、総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努めるとともに、里親制度の普及・啓発、校区における新規里親の開拓や、里親のサポートなど、小規模で家庭的な環境での養育を推進している。また、休日・夜間における子どもの安全確認や弁護士資格を有する課長級職員の配置など、児童虐待防止体制も強化している。主な児童虐待防止対策としては、①虐待を子どもの心のケアと虐待をした親の援助②虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化③子育て見守り訪問員派遣事業の実施④養育支援訪問事業の実施⑤一時保護所の運営があり、こども相談は、女の子専用の電話も設置されている。

所 管:

本市においても、「こども家庭支援センター」を中心として、こども家庭支援課が児童虐待防止や重篤化予防への支援を、児童相談課が虐待個別ケースへの支援を、健康部地域健康課では妊娠期から子育て期への支援を行っており、各関係機関が緊密に連携し、情報共有を図りながら、児童虐待の発生予防や虐待の未然防止に取り組んでいる。特に、こども家庭支援課では「こども家庭総合支援拠点」を設置し、職員による家庭訪問や地域と連携した支援業務や妊娠期から子育て期まで一貫した「伴走型相談支援」では、地域健康課とともに育児不安を抱えている家庭の孤立化を防ぐなど、児童虐待の発生予防にも

努めている。さらに、「横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)」を設置して、こども家庭支援センター、福祉こども部、健康部、教育委員会等の各関係機関と連携し役割分担を行うなど、児童虐待の未然防止体制を構築しているが、「こども総合相談センター」内に教育委員会の窓口は設けられていない。

また、子どもが健全に成長するためには、出来る限り家庭的な環境の中で養育する事が必要であり、特に虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたたかい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する「里親制度」は有意義であり、その拡充と里親家庭に対する支援は手厚いものがある。



つながろう 子どもの笑顔のために



このまちの子どもや家庭を支える1人になりませんか。
あなたの想いが、子どもの虐待防止につながっていきます。

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

* できることがあります *

<p>あなたの周りから</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近所の子どもたちと挨拶をかわす ● 子どもの話を聴く ● 困っている人に声をかける ● 虐待かもと思ったら189に電話する ● 相談窓口を伝える・一緒に行く 	<p>仲間と一緒に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講演会や講座などに参加する ● オレンジリボンを着ける <p>子どもや家庭を支援する団体に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアとして参加する ● 寄付する
---	--

活動について知りたい人は、
ホームページを見てね!



(お問い合わせ) **福岡市子ども虐待防止活動推進委員会**
福岡市こども未来局こども家庭課 TEL092-711-4238 FAX 092-733-5534

福岡市の面積は約 344 km²(本市は約 100 km²)あり、56 世帯の里親登録(令和 3 年度末)が全市に展開しており、里親制度の普及啓発推進と里親・委託児童への支援充実を図るため、NPO 法人に業務を委託し、共働で事業を実施していることは、今後の本市の取組みの参考になると考える。

* 添付してある写真や図表は各団体・自治体のホームページからの転用を含む